

令和4年度 障害者外出支援券の交付が始まります

～受け付けは3月25日(金)から～

社会福祉課障害者福祉係 ☎ 0824-73-1210

市は、障害のある人の社会参加を促進するため、要件に該当する人に障害者外出支援券を交付しています。
障害者外出支援券は、「福祉タクシー券」と「自動車燃料助成券」のどちらかを選んでいただきます。

種別	福祉タクシー券(年間21,600円)	自動車燃料助成券(年間14,400円)
対象者	<p>市内に住所を有し、次のいずれかの手帳を持っている人</p> <p>①身体障害者手帳 1級～4級 ②療育手帳(A・A・B) ③精神障害者保健福祉手帳 1級・2級</p> 	<p>福祉タクシー券の交付要件を満たす人で、自動車運転免許証を所持していない人、かつ、次の1～3のいずれかに該当する人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自動車運転免許を所持し、かつ、自家用車を所有する同居者がいる人 2. 自動車運転免許を所持する同居者はいないが、本人または同居者名義の自家用車を所有する人 3. 市内の障害者や高齢者などの施設に入所(住所設定)し、入所前の世帯に「自動車運転免許を所持し、かつ、自家用車を所有する人」がいる人 <p>※要件1・2中の「同居者」とは、住民基本台帳で同一世帯の人のことをいいます。</p>

※障害者外出支援券が使用できるのは、**4月1日(金)から**です。

手続きに必要なもの

●手帳 ●車検証の写し(自動車燃料助成券を希望する人で、要件2に該当する人のみ)

手続き・問い合わせ 社会福祉課障害者福祉係 ☎ 0824-73-1210 または各支所地域振興室・市民生活室

▼マイナンバーカードの取得方法
「パソコン」「スマートフォン」などを使って、自宅からでも申請できます。
詳しくは、市民生活課戸籍住民係
(☎0824・73・1157)へお問い合わせください。



▼サポートします
マイナポイントの予約・申し込みが難しい人は、市民生活課や各支所地域振興室・市民生活室などでも設定できます。

なお、マイナポイントの申込期限は令和5年2月末です。

マイナポイント第2弾が実施中！
マイナンバーカードの普及促進や消費喚起などのため、令和2年9月から国が実施しているマイナポイント事業の第2弾です。
マイナンバーカードを9月末までに申請すると、マイナンバーカードの取得・活用に応じて、1人当たり最大2万円相当のマイナポイントがもらえます。まだマイナンバーカードを持っていない人は、この機会にぜひ申請してください。



マイナポイント第2弾が実施中！

行政管理課行政管理係 ☎ 0824・73・1112

申込開始時期および付与ポイント

付与対象者	申込開始時期	付与ポイント
①マイナンバーカードを取得した人のうち、マイナポイント第1弾に申し込んでいない人(マイナンバーカードをこれから取得する人を含む) ※ポイント付与の対象となるチャージ・買い物は令和5年2月末までです。	1月	最大5,000円相当
②マイナンバーカードの健康保険証利用申し込みを行った人(既に利用申し込みを行った人も含む)	6月ごろ	7,500円相当
③公金受取口座の登録を行った人(公金受取口座の登録開始は4月ごろ予定)	6月ごろ	7,500円相当

▼問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル
☎ 0120・95・0178
ホームページ

https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/

